|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 決　裁 | 館　長 | 副館長 | 合　　 議（担 当） |
|  |  |  |

**近江学びあいステーション・近江グラウンド利用許可申請書**

令和 　年 　月 　日

米原市近江学びあいステーション館長 様

　　申請者住所：

団　体　名：

　　申請者氏名：

利用責任者氏名：

電話番号：

次のとおり、近江学びあいステーション（近江グラウンド）を利用したいので、

米原市学びあいステーション条例及び体育施設条例施行規則の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用室名（施 設 名） | 　　　　　　　　　　　　　　　 　 |
| 利用付帯設備（品名、数量） | 　　　　　　　　　　　　　　　　  |
| 利用日 | 利　　　用　　　時　　　間 | 備　考 |
| 月 | 日 | 曜 | 午 前午 後 | ∞　時　　∞　分　　～ | 午 前午 後 | ∞　時　　∞　分 | 　　　　 |
| 　　 | 　　 | 　　 | --- |  　時　　 　分　　～ | --- |  　時　　 　分　　　　　　 | 　　　　 |
| 　　 | 　　 | 　　 | --- |  　時　　 　分　　～ | --- |  　時　　 　分 | 　　　　 |
| 　　 | 　　 | 　　 | --- |  　時　　 　分　　～ | --- |  　時　　 　分 | 　　　　 |
| 　　 | 　　 | 　　 | --- |  　時　　 　分　　～ | --- |  　時　　 　分 | 　　　　 |
| 利用目的 | 　　　　　　　　　　 | 利用内容（具体的に記入） | 　　　　　　　　　 |
| 団体区分 | 市内・市外 | 物販や興行等営利・宣伝を伴う利用 | なし ・ あり | 利用予定人員 | 　　 名 |
| 使用許可の条件：下記の事項及び米原市学びあいステーション条例、米原市体育施設条例と施行規則を厳守します。１．施設または設備を損傷しないこと。２．騒音、怒声、臭気、煙等を発する等、他の入館者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。３．危険または不潔な物品を持ち込まないこと。４．所定または許可された場所以外の場所において、飲食または火気を使用しないこと。５．許可を受けず、物品販売、宣伝広告、展示、金品の寄付募集等を行い、またはポスター等を貼付しないこと。６．施設、設備または備品を許可を受けた目的以外に利用しないこと。７．許可を受けた場合のほか、施設または設備に変更を加え、もしくは特別の設備を設けないこと。８．許可を他人に転貸し、または転貸しないこと。９．施設等の利用の際、利用者の責において第三者に損害または損傷を与えた場合は、利用者が責任をとること。１０．利用後は、速やかに清掃及び整理整頓を行い、利用時に使用した私物やごみ等は持帰り、原状復帰すること。 |